

毎週火、金曜日発行（但休日当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

◇告示

目次

- 天災による被害農林漁業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の指定
- 昭和三十八年度の検定供用蒔抽出場所の指定
- 家畜商法に規定する講習会の開催
- 土地改良区の定款変更の認可
- 基本測量実施の通知
- とう精業者の登録
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 豚等の移入禁止区域の指定
- 鶏等の移入禁止区域の指定

告 示

鳥取県告示第二百九十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項及び昭和三十八年一月から二月までの降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（昭和三十八年政令第五十五号）第六条の規定に基づき、次のとおり昭和三十八年一月から二月までの降雪等についての天災による被害農林業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域を指定する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00857

漁業関係	西伯郡	日野郡	西伯郡	東伯郡	八頭郡
大山町	淀江町	日南町	西伯町	赤碓町	若桜町
高麗村	江府町	大宮村	上長田村	以西村	若桜町
下中山村	江府町	阿良緑村	東長田村	池田村	全部の区域
	日光村	多里村	法勝寺村	山川の	全部の区域
	米沢村	石見村	馬佐良の		
	江尾村	福栄村			
	神奈川村				
	全部の区域				
	淀江の区域				
	全部の				
	田中の				

00858

農業者	東伯郡	八頭郡	岩美郡	郡市名	区分
赤碓町	智頭町	郡家町	国府町	市町村名	
安田村	佐治村	上私都村	宇倍野村	旧市町村名又 は開拓地区名	
以西村	大村	中私都村	高岡の	特別被害地域	
	社田村	船岡町			
	池田村	散岐村			
	若桜町	河原町			
	丹比村	国英村			
	安倍村	西郷村			
	八東町	八上村			
	若桜町	八東町			
	用瀬町	八東町			
	佐治村	八東町			
	智頭町	八東町			
	尾張の区域	全部の区域			
	梅田の	全部の			
	大父の	全部の			

開拓者	西伯郡	赤碓町	赤碓町	山川の
	名和町	会見町		
	名和町	岸本町		
	中山町	淀江町		
	中山町	大山町		
	大山開拓地区	宇田川村		
	神奈川村	所子村		
	江尾村	高麗村		
	米沢村	全部の区域		
	光徳の区域	朝金の区域		
	栃原の	全部の		
	名和庄内の	稲吉の		
	富長原の	全部の		
	門前の			
	大山農場の			
	神田地区の			
	上中山第二の			
	上中山地区の			
	林の峯の			
	逢坂地区の			

鳥取県告示第二百九十六号

蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第三
 条の五第三項の規定に基づき、昭和三十八年度の検定
 供用繭抽出場所を次のように指定する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定供用繭抽出場所

- | | | | | |
|----------|---|----------------|---|---|
| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
| 郡是製糸株式会社 | | 倉吉市福吉町一、一六八番地 | | |
| 倉吉工場 | | | | |
| 日本レイヨン株式 | | 米子市旗ヶ崎五七八番地 | | |
| 会社米子製糸工場 | | | | |
| 吉田製糸場 | | 東伯郡東伯町浦安二二三の四 | | |
| 杉本製糸場 | | 東伯郡羽合町田後三五〇番地二 | | |
| 種子製糸場 | | 東伯郡東伯町浦安三九〇番二地 | | |

鳥取県告示第二百九十七号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二
 項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、

家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の第三項の規定により告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時及び場所

月 日 時 間 場 所

七月四日 八時三十分から 鳥取県東伯郡赤碕町
十七時まで 鳥取県畜産試験場

〳 五日 〳

二 講習科目及び時間

科 目 時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪へき、機能障害及び疾病

六時間

三 受講申し込みの方法

家畜商講習会受講申込書(講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙をちよう付すること。)を所轄地方農林振興局を経由して、六月二十日までに

県へ提出すること。

鳥取県告示第二百九十八号

土地改良法(昭利二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、羽合土地改良区の定款変更を昭和三十八年五月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 一万分の二湖沼測量

二 作業期間 昭和三十八年六月五日から
昭和三十八年七月十日まで

三 作業地域 米子市、境港市

鳥取県告示第三百号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおり、精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録年月日 氏 名 住 所 営業所の所在地

鳥取県告示第三百一十一号
鳥取市 佐々木智恵子 鳥取市鹿野町八 住所に同

鳥取県告示第三百一十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十八年 市立鳥取市民病院 鳥取市古市一番地

鳥取県告示第三百一十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 開設者
昭和三十八年 鳥取市立 鳥取市古市 鳥取市長
四月一日 病院 一番地 高田 勇

鳥取県告示第三百十三号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十八年六月四日から豚、その死体又は豚コレラの病源体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山市玉野市を指定する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十四号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定により、昭和三十一年六月四日から鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病源体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、埼玉県及び東京都を指定する。

昭和三十八年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者

印刷所

（定価）

鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥取県鳥取市栗谷

鳥取県鳥取市栗谷

印刷所

印刷所

印刷所